

那須塩原市木の俣園地条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 木の俣園地の名称及び位置は、別表 〃 のとおりとする。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 木の俣園地に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 駐輪場</u></p> <p><u>(6)・(7) (略)</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 木の俣園地においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 第7条に規定する供用時間外に駐車場に駐車すること。</u></p> <p><u>(駐車場に駐車することができる自動車)</u></p> <p>第8条 <u>駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車(駐車区画線内に駐車できない車両を除く。)並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外の自動車とする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 駐車場を利用する者は、規則で定める期間にあっては、<u>1台につき1回当たり500円の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の使用料は、<u>利用者が駐車場から出庫するときに徴収する。</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 木の俣園地の名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 木の俣園地に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)・(6) (略)</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 木の俣園地においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 駐車場を利用する者は、規則で定める期間にあっては、<u>別表第2に規定する額</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、<u>駐車場に入車したときに納付するものとする。</u></p>

3 前項の規定により徴収した使用料は、還付しない。

4 (略)

(使用料の免除)

第10条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条第1項又は第4項の使用料を免除することができる。

第11条・12条 (略)

(罰則)

第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、1万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(委任)

第14条 (略)

別表 (略)

3 (略)

(使用料の免除)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条第1項又は第3項の使用料を免除することができる。

第10条・11条 (略)

(罰則)

第12条

市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、1万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(委任)

第13条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第8条関係)

区分	使用料
----	-----

バス	1,000円
普通自動車 小型自動車 軽自動車	500円
二輪自動車	200円

備考

- 1 「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 2 「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち、貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 3 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 「二輪自動車」とは、二輪自動車及び原動機付自転車をいう。